

介護支援専門員証再交付申請書

年 月 日

沖縄県知事 様

氏名

（ 携帯番号：
その他連絡先（職場等）：
※平日の日中に連絡可能な番号を記入してください。 ）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の25第1項の規定に基づき、下記のとおり介護支援専門員証の再交付を申請します。

記

登録番号	
ふりがな 氏名	
住所	〒
再交付の理由	亡失 ・ 汚損 ・ 破損 (該当する項目に○をすること。)
備考	

(注意事項)

- 1 写真（次に掲げるものに限る。）を添付すること。
 - (1) 申込者本人が1人で写っているもの（カラー、白黒どちらでも可）
 - (2) 申請日から6か月以内に撮影したもの
 - (3) 縦3.0cm×横2.4cmの大きさでふちなしのもの
 - (4) 正面、脱帽、無背景、上三分身を撮影した写真で、本人とすぐに判別できる鮮明なもの
 - (5) 写真の裏面に申請者の「氏名・生年月日・登録番号」を記入すること
- 2 汚損・破損を理由とする再交付は、汚損・破損した介護支援専門員証の原本と引換えに、新たな介護支援専門員証を交付するものとする。なお、原本を郵送で提出する場合は、事故等による紛失を避けるため「簡易書留」での郵送を推奨する。
- 3 亡失で再交付を受ける際には、最寄りの警察署に遺失物として届け出るとともに、遺失物届出証明書（＝遺失物届受理番号票）の原本を添付すること。
- 4 亡失で再交付を受けた後で、亡失と認識していた再交付前の介護支援専門員証を発見したときは、速やかに知事に返納しなければならない。
- 5 返信用封筒（長形3号(12cm×23.5cm)に簡易書留での送付に必要な額の郵便切手を貼付し、郵便番号、住所（平日日中受取可能な宛先）、氏名を記載したもの）を提出すること。

沖縄県収入証紙貼付欄 1,200円分

- ※1 沖縄県収入証紙を貼付してください。
(㊟郵便局で販売している収入印紙ではありません)
- ※2 消印はしないこと。
- ※3 糊ではなく、水で全面を貼り付けてください。(剥がれることがあるため)